○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十二条の規定に基づき、衆議院比例代表選出議員選挙執行規程（平成六年中央選挙管理会告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

別記第四号様式中「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」を「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」に改める。

別記第七号様式中「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」を「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」に改める。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十二条の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和五十八年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

別記第二号様式中「第2項」を「第3項」に、「よつて」を「よって」に、「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」に改める。

別記第五号様式中「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」を「1　選挙公報担当責任者の氏名、連絡場所及び電話番号」に改める。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

○法務省告示第二百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表ヤンマー農機製造株式会社の項中「滋賀県米原市野一色九百三十一番地」を「岡山県岡山市中区江並四百二十八番地」に改め、同項中「仕上げ、塗装」の下に「、機械加工」を加え、同表に次のように加える。

興研株式会社	東京都千代田区四番町七番地	不織布加工
コンドーテック株式会社	大阪府大阪市西区境川二丁目二番九十号	金属プレス加工
モリ工業株式会社	大阪府河内長野市楠町東千六百十五番地	金属パイプ製造

○法務省告示第二百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社森田工業所	千葉県白井市平塚二千六百六十八番一	鉄筋施工

○法務省告示第二百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町六番十七号	工業包装

同号ロの表に次のように加える。

共和鋼業株式会社	宮城県仙台市泉区泉ケ丘四丁目八番二十号第一コーポいとう百三号	鉄筋施工
宮城鉄筋工業株式会社	宮城県名取市下増田字鶴巻前五番一号	鉄筋施工
株式会社丸征土木	宮城県加美郡加美町谷地森字吹張五番地	型枠施工
有限会社エス・ケー・ケー	埼玉県入間郡毛呂山町大字大類四百十番地	機械加工
有限会社三工精機	長野県木曽郡大桑村大字殿字中尾平三十五番地五十	機械加工
有限会社エヌティーエム	静岡県磐田市西平松字酉新田二千百三十八番地三	機械加工

○法務省告示第二百三十七号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十五年六月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

名　称	主たる事務所
三重県土地家屋調査士会	三重県津市河辺町三千五百四十七番地二